

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会監査規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会（以下「本協議会」という。）の監事の監査について、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを認識し、常に公正不偏の態度で監査を行うことにより、本協議会の健全な事業運営と社会的信頼の向上に努め、もって本協議会の発展に貢献するとともに、本協議会が公益法人としての社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。
 - 一 理事が不正の行為をしたとき
 - 二 理事が不正の行為をするおそれがあるとき
 - 三 法令若しくは定款に違反する事実があるとき
 - 四 著しく不当な事実があるとき
- 3 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び職員に対して事実の報告を求め、又は本協議会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査計画)

第4条 監事は、毎事業年度当初に監査の実施日時、監査事項等についての監査計画を監事間の協議により作成するものとする。

(理事会への出席)

- 第5条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、議事録及び資料等の閲覧を求めることができる。

(理事会の招集請求)

第6条 監事は、必要があると認めるときは、定款25条第5号の規定により会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求後5日以内に招集の手続きが行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第7条 監事は、理事が本協議会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協議会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(評議員会に対する報告義務)

第8条 監事は、会長が評議員会に提出する議案及び書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(評議員会における説明義務)

第9条 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(監事の選任等についての意見陳述)

第10条 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
2 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

(計算書類等の監査)

第11条 監事は、毎事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び事業報告並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査する。

(監査報告書)

第12条 監事は、前条の監査終了後、法令の規定により監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。
2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印又は電磁的署名をするものとする。
3 監事は、前項の監査報告書を会長に提出するものとする。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する